

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

平成 31 年度以降の肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の
定期接種の対応について（情報提供）

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、「平成 31 年度以降の肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期接種の対応について」（平成 31 年 1 月 11 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）において、情報提供させていただいたところです。

今般、パブリックコメントにおける意見及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における議論を踏まえ、平成 31 年度中においては、平成 30 年度末に 100 歳以上の者についても、定期接種の対象とすることとなりました。

については、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 平成 31 年度から平成 35 年度までの定期接種の対象者について

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間、各当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、さらに平成 31 年度中においては、平成 30 年度末に 100 歳以上の者に対し、肺炎球菌感染症に係る定期接種を実施すること。

2. 予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布時期について

今般の対象者の拡大については、予防接種法施行令の一部改正により措置される予定であり、一部改正政令は 3 月中旬頃に公布予定である。